



# 金銭消費貸借契約証書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中  
東京都港区港南 1－2－7 0 品川シーズンテラス 1 8 階  
貸金業登録番号 関東財務局長第01433号

契約締結日

|       |     |    |
|-------|-----|----|
| 債務者   | 住 所 | 実印 |
|       | 氏 名 |    |
| 連帯保証人 | 住 所 | 実印 |
|       | 氏 名 |    |

債務者は、本契約書および別途差し入れた「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認のうえ、株式会社カシワバラ・アシスト（以下「債権者」という。）と金銭消費貸借契約を締結いたしましたので、これを証するために本書を差し入れます。なお、本契約は、債権者が本契約による貸付けを承認し、かつ、債権者が各借入金を債務者が指定する銀行口座に送金する等現実の交付をする都度成立するものとします。

## 第1条（借入要項）

- 債務者は、本契約の各条項を承認のうえ、弁済を約して債権者から次の要項に基づき金銭を借り入れます。
1. 借入金額

金

万円

<内訳>

第1回目 金

万円

第2回目 金

万円

第3回目 金

万円
2. 資金使途
3. 借入利率

%
4. 利息の支払方法

返済日に一括で支払います。
5. 借入予定日（第1回借入日）

年

月

日
6. 返済回数

1 回
7. 返済期日

年

月

日
8. 元利金の返済方法

(1) 返済期日に元利金を一括返済します。

(2) 債務者は返済期日の前であっても、以下の事由が生じたときは、直ちに元利金を一括返済するものとします。

① 債務の返済原資となる長期固定金利住宅ローン「フラット35」（債務者と債権者の間で別途契約を締結。以下「フラット35」という）の融資が実行されたとき

② 住宅融資保険の保険期間が満了したとき

③ 建物建築工事が著しく遅延し、建築計画または建築請負契約に定められている完成予定日（工事期間終了時を含む）までに完成することが困難と判断されたとき

9. 利息の計算方法

返済期日に支払うべき利息は各借入日から返済日までの実日数を 1 年を365日として日割計算します。

10. 遅延損害金
- 元利金返済が遅れた場合、返済期日の翌日から支払日に至るまで、支払うべき元金に対し年率14.50％（1年を365日とする日割計算）の遅延損害金を支払うものとします。
- ## 11. 融資手数料
- ① 融資手数料は100,000円（消費税除く）とし、第1回目の借入金額より差引きの方法で支払うものとします。

② 債務者が元利金を一括返済する際において、債務者の支払った利息（その他、みなし利息を含む）の利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超過した利息は債務者に返還するものとします。
- ## 第 2 条（借入金額または返済期日の変更）
- 債務者は、借入要綱に定めるとおり債権者から金銭を借り入れることとし、この契約の第 1 条第5項にいう借入予定日に第1回借入金を借り入れました。借入金額または返済期日を変更する場合は、債権者に書面をもって届出、債権者が承認したときに変更されることを承諾します。
- ## 第 3 条（「フラット35」融資金の充当）
- 債務者は「フラット35」の金銭消費貸借契約に基づく融資金により、その融資実行日において、本債務に充当することを承諾します。
- ## 第 4 条（住宅融資保険）
1. 債務者は、本契約に基づく債務について、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）を保険者とする住宅融資保険が付保されることを承諾します。

2. 債務者は、債権者が住宅融資保険金を受領した場合、受領した保険金額の範囲内で機構が保険代位することをあらかじめ承諾します。
- ## 第 5 条（元利金の支払場所および返済方法）
1. 債務者は、元利金その他の債務を返済する時は、債権者の指定する口座へ振込みによる方法で返済を行います。なお、この場合において、返済に要した費用は債務者の負担とします。

2. 債務者は、第 1 項により一括返済を行った場合には、債権者に対して領収書の交付を要求しません。ただし、債務者が特に領収書の交付を必要とする場合には、債権者に連絡のうえ交付を請求できるものとします。

3. 第 1 項に関わらず、債務者が第 6 条によって繰上返済をする場合並びに第7条によって債務の全額を返済しなければならない場合は、別途債権者が指定する方法および場所によって支払うものとします。
- ## 第 6 条（繰上返済）
1. 債務者は、第1条の定めに関わらず、期限前に本契約に基づく一切の債務（以下「本債務」という）の全部を繰上げて返済することができるものとし、この場合は、繰上返済をしようとする日（以下「繰上返済日」という）の10営業日前までに債権者に通知します。

2. 債権者は債務者の支払った利息（その他、みなし利息を含む）の利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超過した利息は債務者に返還するものとします。
- ## 第 7 条（期限の利益喪失）
1. 債務者は、債務者または連帯保証人について次の（1）から（9）までのいずれかに該当し、債権者が債務者または連帯保証人に書面により返済請求を発したときは、債務者または連帯保証人に到達した日に本契約に基づく債務の全部または一部につき期限の利益を失い、本契約の借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済することとします。
- (1) 借入金を本契約の借入要項で定めた借入金の使途以外の使途に使用したとき。

(2) 債権者の承諾を得ないで借入金の目的となった取得対象住宅またはその敷地もしくは借地権（以下、これらを総称して「融資対象物件」という）を第三者に譲渡したとき。

(3) 支払停止もしくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産手続開始もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てがあったとき、もしくは債務整理を開始したとき。

(4) 融資対象物件について差押えまたは競売手続の開始があったとき。

(5) 融資対象物件が滅失し、損傷し、または著しく減価したとき。

(6) 融資対象物件の敷地の使用権原を失ったとき。

(7) 融資対象物件が法令により収用され、または使用されたとき。

(8) 債権者に提出した書類に虚偽があったときまたは二重申込みその他不正な方法により借入れをしていたとき。

(9) 上記の他、本契約のいずれかの規定に違反したとき。
2. 債務者は、前項の規定によるほか、債務者の氏名もしくは住所の変更後その通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって債権者に債務者の所在が不明となったときまたは債務者について破産手続開始の決定があったときは、債権者から債務者に対する返済請求がなくても、本契約に基づく債務の全部について当然に期限の利益を失うものとします。
- ## 第 8 条（「フラット35」融資承認の取消）
- 債務者は、「フラット35」について、次の各号のいずれかが生じた場合、債権者の請求により本契約に基づく債務の期限の利益を失い、債務の全額を直ちに返済します。
- (1) 機構が買取承認または買取仮承認（以下まとめて「買取（仮）承認」という）を取消したとき

(2) 債務者が買取（仮）承認後に借入申込を辞退したとき

(3) 債務者の申出等、事由のいかんを問わず、買取（仮）承認額が変更され、借入金の元金残高が変更後の買取（仮）承認額を超えたとき。ただし、その超過部分に限ります。
- ## 第 9 条（借入の停止）
1. 債務者について第7条各号の事由が一つでも生じた場合は、債務者は本契約による借入未実行額について借入れを受けることができないものとします。

2. 債務者は、本契約に基づく借入れが実行されるまでは、債権者が、第 7 条各号に定める場合のほかその判断により融資の実行をとりやめても異議ありません。

第10条（相殺）

1. 返済期日の到来、第7条または第8条の事由の発生によって、債務者が債権者に対する債務を履行しなければならない場合、その債務と債務者の債権者に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも債権者は相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合、債権者は事前の通知および所定の手続を省略して、債務の返済に充当することができます。
3. 前二項によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、計算期間を計算実行の日までとします。

第11条（業務遂行義務）

債務者は、借入金の目的となった融資対象物件を適正に維持管理するものとします。

第12条（調査および報告）

1. 債務者は、債権者または債権者の委嘱を受けた者が、債務者の事業状況または財務状況その他必要な事項に関して、調査をしようとするとき、報告を求めたときまたは帳簿その他の書類の提出もしくは揭示を求めたときは、ただちにその要求に応じます。
2. 債務者は、前項による他、債権者または債権者の委嘱を受けた者が、債務者の事務所その他必要な場所に立ち入ること並びに建築請負業者等に直接面談し現況調査できることを承諾します。

第13条（承認および通知）

1. 債務者または連帯保証人が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき（単純承認を行った相続人が二人以上いる場合に限る）は、債務者または連帯保証人および単純承認に係る相続人は速やかに通知のうえ本債務または連帯保証債務の相続について債権者の承認を受けます。
2. 債務者（死亡した場合はその相続人）は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合においては、ただちに債権者に通知します。

（1）債務者または連帯保証人が死亡したとき（前項に掲げる場合を除く）

（2）債務者または連帯保証人について第7条第1項（3）（4）に該当する事由が生じた場合、その他債務者の信用状況もしくは経営に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあるとき

（3）連帯保証人またはその財産につき第7条第1項（3）（4）に定める事由が生じた場合、その他連帯保証人の信用状態が相当に悪化したと認められるとき
3. 債務者および連帯保証人は、その氏名または住所の変更があったときは、ただちに債権者に通知します。債務者または連帯保証人が通知を怠る等、債務者または連帯保証人の責めに帰すべき事由により、債権者が発した書面が延着し、もしくは到着しなかった場合または債務者または連帯保証人がこれを受領しなかった場合には、通常到達すべき時期に到着したものとみなします。

第14条（返済の充当順序）

返済額が本契約に基づく債務および債務者の債権者に対し負担するその他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、債権者が適当と認める順序および方法により充当することができるものとし、債務者はその充当に異議を述べません。

第15条（代わり証書等の差入れ）

債務者および連帯保証人は、騒乱、災害等債権者の責めに帰すことのできない事由によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合で債権者から請求を受けたときは、代わり証書等を差し入れるものとします。

第16条（公正証書の作成）

債務者および連帯保証人は、債権者から請求を受けた場合には、債務者および連帯保証人の費用負担により、ただちに本契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを執ります。

第17条（費用の負担）

債務者は次の（1）（2）に該当する費用を負担します。

- （1）本契約証書の作成に要する費用
- （2）（1）に掲げるもののほか本契約の締結に係る一切の費用

第18条（準拠法・合意管轄）

- （1）本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- （2）債務者等の常居所が日本以外の場合であっても、本契約の成立および効力ならびに方式については、当該常居所の強行規定の適用がないことを確認します。
- （3）債務者および連帯保証人は、本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんに関わらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（債権譲渡）

債務者は、債権者が将来本契約による債権を第三者に譲渡（以下、本条においては信託を含む）することおよび債権者が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

第20条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、債務者から、財産収支の状況、他の債務の有無や額や履行状況等の開示を受けた上で、本契約の条項を承認のうえ債務者が本契約によって負担する一切の債務について、次の条件で債務者と連帯して履行するものとします。

- （1）連帯保証人の保証債務の極度額と元本確定期日は次の各号によるものとします。

①極度額金円（貸金元本総額及びこれに対する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものを含みます。なお、極度額は「貸金元本総額×120％」とします。）

- ②元本確定期日（元本確定期日の午前零時に主たる債務の元本が確定するものとします。）
- （2）元本確定事由（1）の元本確定期日到来前といえども、次の事由がある場合は、元本は確定します。

①債権者が、連帯保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

②主たる債務者又は連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

③主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

④債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立て、これらの手続きの開始があったとき

2. 連帯保証人は、債権者がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。

3. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって債権者から取得した権利は、債務者と債権者の間に、本契約による債務または連帯保証人が保証している債権者の他の残債務がある場合には、債権者の同意がなければこれを行使しないものとします。

4. 債務者は、連帯保証人またはその財産につき第7条第1項（3）（4）に定める事由が生じた場合のほか債権者が連帯保証人の信用状態が相当悪化したと認めたときは、債権者の請求によって債権者が相当と認める連帯保証人をたて、または追加するものとします。

5. 債権者が、連帯保証人に対して履行の請求をしたときは、債務者に対してもその請求の効力が及ぶものとします。

6. 債務者は、連帯保証人から債権者に請求があったときは、主たる債務の元本および主たる債務に対する利息、遅延損害金等従たる債務について、不履行の有無、残額ならびに弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供することを予め同意します。

7. 債務者は、期限の利益を喪失した場合には、債権者がその旨その他関連する事実を連帯保証人に通知することを予め同意します。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 債務者および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないことおよび次の（1）から（6）までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても暴力団員等に該当せず、関係しないことを確約します。

- （1）暴力団員等に属する者が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等に属する者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってすること等、不当に暴力団員等に属する者を利用してしていると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に属する者に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等に属する者と社会的に非難されるべき関係を有すること
- （6）その他（1）から（5）までに掲げる者に準ずる者

2. 債務者および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の（1）から（5）までに該当する行為を行わないことを確約します。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて債権者の信用を毀損し、または債権者の業務を妨害する行為
- （5）その他（1）から（4）までに掲げる行為に準ずる行為
3. 債務者および連帯保証人は、暴力団員等もしくは第1項の（1）から（6）までのいずれかに該当し、もしくは前項の（1）から（5）までのいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明もしくは確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は、債権者から返済請求を受けたときは、本契約に基づく債務の全部につき期限の利益を失い、本契約に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

4. 債務者および連帯保証人は、本契約に基づく債務に関し、債務者および連帯保証人が暴力団員等から第2項の（1）から（5）までのいずれかに該当する行為を受け、または受けるおそれがあるときは、債権者に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力します。

| K・Assist使用欄 |     |
|-------------|-----|
| 検印          | 担当者 |
|             |     |

署名・印鑑照合

2023年10月改訂